

平成26年度「先導的大学改革推進委託事業」

調査テーマ：法科大学院共通到達度確認試験（仮称）

の試行に関する調査研究

仕様書

平成26年11月11日

文部科学省高等教育局大学振興課

## 1. 事業名

平成26年度「先導的大学改革推進委託事業」

調査テーマ：法科大学院共通到達度確認試験（仮称）の試行に関する調査研究

## 2. 目的

法科大学院における法学未修者の教育の質保証に資するよう、「共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告（中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ（平成25年11月22日）」において報告された基本設計を踏まえつつ、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとしての共通到達度システム（仮称）を構築するために必要な共通到達度確認試験（仮称）試行試験（以下、「試行試験」という。）の問題作成、実施及び結果分析を行うことを目的とする。

## 3. 業務の内容

(1) 試行試験の実施主として法科大学院1年次修了時点の学習到達度の確認、試験実施後の学修・進路指導や進級判定等への活用等をねらいとして、憲法・民法・刑法の3科目についての問題を作成するとともに、法科大学院の学生を対象として試行試験を実施する。

(2) 共通到達度確認試験（仮称）試行試験の結果分析

(1)の問題作成及び試行試験の実施結果を踏まえ、共通到達度確認試験（仮称）（以下、「確認試験」という。）で判定すべき学習到達度の水準、試験問題の内容や難易度、試験結果を学習指導・進路指導に活用する方法等について検証を行い、確認試験の基本設計の改善につながる報告書を取りまとめる。

## 4. 業務の実施方法

(1) 「試行試験問題作成ワーキング・グループ」の設置

大学関係者その他法科大学院教育に専門性を有する者から構成される「試行試験問題作成ワーキング・グループ（以下、「WG」という。）」を憲法・民法・刑法の科目ごとに設置し、試行試験の問題作成及び結果分析等を実施する。

(2) 問題の作成方法

これまでに実施された各種の試験問題（司法試験予備試験、法学検定試験等）や司法試験累積合格率において十分な実績を有する法科大学院の到達目標等を参考にしつつ、WGにおいて試行試験の問題を作成した上で、関係者間において科目間の水準調整を行う。

### (3) 試行試験の実施方法

ア 司法試験累積合格率において十分な実績を有する法科大学院数校程度において、1年次生の希望者を対象とした試行試験を平成26年度内（用途は、法科大学院後期試験終了後）に実施する。

なお、試行試験の受験者数は、上記3.(2)の結果分析を適切に行うことのできる規模とする。

イ 試行試験の実施にあたっては、試験問題の印刷・郵送、試験会場の設定及び設営、試験の実施監督、採点及びその結果の通知等運営に係る全ての業務を行う。また、将来の確認試験の本格実施を見据え、教育現場における業務負担等に配慮するものとする。

## 5. 成果物

成果報告書30部（A4版）

上記印刷物のほか、電子媒体データをCD-Rで納入するものとする。

成果報告書については、その概要を概ね4ページ以内にまとめたものを成果報告書中に盛り込むこと。また、成果報告書の電子データについては、報告書全体のデータと、文部科学省ホームページ掲載用のデータ(1,700キロバイト以下に分割し、かつ、「音声読み上げブラウザ」に対応できるようテキスト情報が読み取り可能なpdfファイル)の両方を提出すること。

(これらの要件が満たされていない場合、成果報告書の再作成を求める場合がある。)

## 6. 調査研究（委託契約）期間

委託契約締結日 ～ 平成27年3月31日

## 7. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室学務係

## 8. 応札者に求める要求要件

### (1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 必須の要求要件は、最低限の要求要件であり、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ③ 要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「法科大学院共通到達度確認試験（仮称）の試行に関する調査研究に係る総合評価基準」に基づくものとする。

## (2) 要求要件の詳細

### 1 調査研究業務の実施方針

#### 1-1 調査研究内容の妥当性、独創性

\* 1-1-1 仕様書記載の調査研究内容について全て提案されていること。

[仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば望ましい。]

\* 1-1-2 偏った調査研究内容となっていないこと。

#### 1-2 調査研究方法の妥当性、独創性

\* 1-2-1 調査の抽出・分析手法が妥当であること。

[分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば望ましい。]

#### 1-3 作業計画の妥当性、効率性

\* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。

### 2 組織及び事業担当予定者の経験・能力

#### 2-1 組織及び事業担当予定者の調査研究業務の経験

2-1-1 過去に類似の調査研究を実施した実績があるなど、法科大学院教育に関する十分な知識・知見を有していること。[類似調査研究の実績内容等により加点する。類似調査の例：実務基礎教育、法科大学院におけるコア・カリキュラムに関する調査研究など]

#### 2-2 組織の調査研究実施能力

\* 2-2-1 事業を実施する上で適切な人員体制、財務基盤、経理能力を有していること。

[大学等の教育に関する幅広い知見及び大学等に対する迅速な情報収集力・ネットワークを有していれば望ましい。]

#### 2-3 調査研究業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていること。

## 9. 再委託

調査研究のうち、その内容が第三者に委託することが調査研究の実施に合理的であると認められるものについては、調査研究の一部を再委託することができる。ただし、調査研究の全部を再委託することはできない。

## 10. 検査

発注者は、受注者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを、発注者、受注者双方の立会いのもとで確認したことをもって検査とする。

### 11. 守秘義務

受注者は、本調査研究業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本調査研究業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査研究業務以外に使用しないこと。

### 12. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文

部科学省と適宜協議を行うものとする。